

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとる措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

ア 教育成果を上げるための具体的方策

(学士課程)

- ・論理的思考能力、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力等を養成するための授業方法（演習、ディベート等）を研究し、平成20年度実施のための課題を整理する。
- ・各学部・学科・専攻等ごとに必要な少人数導入教育の平成19年度実施を目指し、その内容と方法について案を策定する。
- ・現在学内の各学部等で実施されている体験学習や地域でのフィールドワークなどの多面的な教育をより改善するための実状調査を行う。

(大学院課程)

- ・関連分野を含めた体系的なカリキュラム整備のために、教育理念を含めて現状のカリキュラムの見直しに着手する。

イ 卒業後の進路等に関する具体的方策

- ・学生の卒業後の進路指導を含めた総合的な支援を行う「学生支援センター」を平成19年度に開設し、学生のキャリアデザインを支援する部門の付設を準備する。

ウ 教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

- ・自己評価委員会において、これまでに実施された卒業生・修了生に対する本学の教育のあり方についての意識調査をもとに、卒業生受け入れ先の企業も調査対象に含めるなど、より効果的な調査が実施できるよう調査シートの改訂を行う。

(2) 教育の内容等に関する目標を達成するための措置

ア 入学者受入方針に応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

(学士課程)

- ・学科ごとのアドミッション・ポリシーを明確にする。
- ・AO入試等の検討に着手し、選抜方法の多様化を図る。
- ・アドミッション・ポリシーおよび学部等教育内容の正確な理解がされるよう高等学校に説明するための訪問計画を立てる。
- ・高校推薦制度について、口頭試問を含めるなど選抜方法の見直しに着手する。

(大学院課程)

- ・平成18年度よりスタートする人材育成を目的とした「近江環人地域再生学座」における研究科での社会人受け入れのための方策（リカレント教育内容の充実等）を決定する。
- ・受験雑誌、ホームページ、県内企業へのPRなど広報の強化策を検討する。

イ 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

(学士課程)

- ・導入教育、カリキュラム改正、人間学・基礎科目を含め教育課程の再編をめぐる総括的議論を行うために、教育研究評議会直轄の委員会を設ける。
- ・導入教育強化の一環として平成19年度より1クラス6名程度の学生を対象とする「人間探求学(仮称)」を開設する。
- ・J A B E E取得を目指す学部学科等は準備委員会を設ける。
- ・語学教育のための e-learning を導入するため、技術面の検討を行うと同時に、語学教育担当教員が中心となりその活用方法を研究する。
- ・保健師、看護師等の国家試験に対する受験指導のため、現在の試験対策を継続しつつ、合格への集中特訓講座等を設けるなどの対策をたてる。

(大学院課程)

- ・卒業後の進路を想定した教科選択のモデルを作成して院生に示すことにより、学生に対する研究指導のあり方を強化する。

ウ 授業形態、学習指導方法等に関する具体的方策

(学士課程)

- ・新入生への導入教育として、少人数の演習（ゼミナール）科目の創設を検討する。
- ・「履修の手引き」の講義概要を大学のホームページに掲載する。
- ・現在の「講義概要」を、授業についての説明責任が果たせるよう、また学生の積極的な予習復習の指針としても機能するように、内容の編集方針を策定する。
- ・現在、多方面で実施されている学生の地域活動への自主的参加について、今後の拡充のために実情調査を実施し、状況の整理を行う。

(大学院課程)

- ・学会や外部の研究プロジェクトに大学院生を積極的に参加させ、研究視野の拡大や専門研究の深化を図る。

エ 適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

(学士課程)

- ・現在実施されている成績不振者に対する勧告は継続しつつ、これとは別にさらなる意識づけの方法を考案する。
- ・G P A制度と関連づけて、新たに表彰制度の創設を図る。

(大学院課程)

- ・学部等におけるG P A制度の導入に合わせて、大学院においても成績評価の基準・方法を検討し、確立次第明示する

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

ア 適切な教職員の配置等に関する具体的方策

- ・教員の新規採用に際しては、研究面に偏ることなく、採用対象となる科目の教育面に関す

- る資質、地域貢献の観点など総合的な審査を行うための基準を設ける。
- ・新規に教員を採用する際には原則公募制によるものとする。

イ 教育環境の整備に関する具体的方策

- ・学内無線 LAN の構築など、図書情報センターによる情報提供業務の内容拡充を図る。
- ・e-learning の導入により学習効果の向上が期待できる科目の調査を行う。

ウ 教育活動の評価および評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

- ・学部共通科目に対する教育内容を評価し、カリキュラムの検討や授業改善の提言をするため、各学部等で教務委員と自己評価委員が連携した組織を立ち上げる。
- ・学生による授業評価のためのアンケート調査を継続的に実施、分析、評価し、その結果を基に、授業改善、カリキュラム改善をめぐる議論に反映させる。

エ 授業改善に効果的なFD活動を行うための具体的方策

- ・各授業の長所・短所が明らかになるように、「学生による授業評価」のアンケート調査方法の改善に着手する。
- ・学内有志を中心としたFDに関する調査・実践活動を開始する。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

ア 学習相談や生活相談、経済的支援に関する具体的方策

- ・現在実施している学部学科等のグループアドバイザー制度の問題点や課題を検討し、よりよい制度設計を行う。
- ・少人数導入教育の担当教員をグループアドバイザーとする制度の構築を図る。
- ・オフィスアワーの必要性、意義に関する全学的合意形成を図るとともに、準備の整った学科等から実施する。
- ・学生生活の現状分析とニーズの把握を行い、現在実施されている学生生活に関する個々の支援を体系化する総合的な「学生支援センター」を平成 19 年度に開設することを目標に、その組織構想を確立する。

イ 就職支援に関する具体的方策

- ・必要とされるキャリア教育に関して、学科専攻ごとにその内容と学年別対応について検討し、整理する。
- ・インターンシップの実情を分析するとともに実習生の受け入れ可能な企業等に関する情報収集を行う。
- ・県立大学同窓会と県立短期大学同窓会との組織的な一体化を念頭に置き、その体制づくりのための支援を行う。

ウ 社会人学生・留学生等に対する配慮

- ・社会人学生・留学生の抱える生活上の問題点・学習をめぐるニーズ等を調査するためにア

ンケート調査等を実施する。

- ・社会人学生・留学生に関し、学生支援センターが担うべき機能とその対応方法について、調査を開始する。
- ・保証人制度については留学生に不利な面が多いことから、それを廃止する方向で検討する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準および研究の成果等に関する目標を達成するための措置

ア 目指すべき研究の方向性に関する具体的方策

- ・大学として取り組む重点的研究課題を設定するために、研究戦略委員会(仮称)を設置する。

イ 大学として重点的に取り組む領域に関する具体的方策

- ・各学部等に於いて取り組む重点的研究課題の設定に着手する。

ウ 成果の社会への還元に関する具体的方策

- ・事務局内に企画広報を所掌する理事長補佐および経営戦略グループを新設する。
- ・公開講座、移動公開講座および公開講義を開催するとともに、教員の研究内容等を紹介する「研究者総覧」を発行し、県立大学における研究成果を地域に積極的に公開する。
- ・体育館、グラウンドの開放及び研究室の学外への公開について、具体的方策を検討する。
- ・学内の研究シーズを一元的に管理する仕組み、地域や企業ニーズを的確に把握するための仕組みを構築し、コーディネーターおよび客員教授等を活用してマッチングを推進する。

エ 研究の水準・成果の検証に関する具体的方策など

- ・教員の研究活動を客観的指数により評価する。
- ・中期目標・中期計画の策定の過程において滋賀県公立大学法人評価委員会の審議を受ける。
また、認証評価機関の評価等の時期、実施方法を検討し、評価方針を策定する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

ア 適切な研究者等の配置に関する具体的方策

- ・若手教員育成の第一段階として、助手に対する研究費を大幅に増額する。
- ・客員教員・客員研究員の任用基準等を見直し、その任用数を増加させる。
- ・客員教員などの制度により、外国人の任用による英語教育の充実を図り、学生の英語力強化に寄与する。
- ・大学院生の研究活動への支援を強化する。

イ 研究資金の配分システムに関する具体的方策

- ・一般研究費の50%について、業績評価に基づく研究費配分を行う。
- ・特別研究費は「特別研究費取扱規程」により、プロジェクト研究費および若手研究者養成のための研究費として配分する。
- ・特別研究費(プロジェクト研究費)の対象研究は規程により「本学を特色ある大学として、

広く内外に認知させる研究」としているところであるが、その採択にあたっては、中期計画に掲げられた事項を取り込んだ評価基準を作成する。

ウ 研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

- ・研究協力室の設置を念頭に、研究支援を行う契約職員の雇用を促進する。

エ 知的財産の創出、取得、管理および活用に関する具体的方策

- ・発明委員会において、特許・実用新案など研究成果の知的財産権化を推進し、知的財産の管理制度について検討する。
- ・大学の知的財産所有に寄与が大きい教員への優遇措置について、全学的な見地から検討する。

オ 研究活動の評価および評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

- ・研究活動の評価と評価結果を質の向上につなげるために、研究戦略委員会(仮称)を設置する。

カ 県内諸機関との共同研究、学内外共同研究等に関する具体的方策

- ・地域づくり調査研究センターに配置された調査研究員を活用し、市民参加の調査研究の取り組みを推進し、受託研究につなげる。
- ・学術交流協定を結んでいる海外の大学との共同研究の実施を促進する。

3 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

(1) 地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策

- ・地域貢献に関する大学の窓口の一本化に向けた組織づくりを行う。
- ・参加者のアンケート結果を踏まえ、公開講座、移動公開講座、公開講義および琵琶湖塾を開催する。
- ・学生主体の地域活動を全学的にサポートする「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」を継続・推進するとともに、これからの環境対応型社会を支える人材育成を目的とした「近江環人地域再生学座」を開講する。
- ・学生が地域イベントや自治会等の地域活動に積極的に参加するよう誘導するとともに、地元企業の協力でインターンシップを実施する。
- ・国、県、市町の審議会・委員会等委員就任者数は、140人を目指す。
- ・地域に根ざした調査研究活動を行うため、全学附属施設として地域づくり調査研究センターを設置する。

(2) 産学官連携の推進に関する具体的方策

- ・既に行っている企業向けのセミナー、異業種交流会および湖北3大学連携による講演会等を、今後、さらに充実するために客員教員を充足する。
- ・大学の研究成果を具現化・権利化するとともに、県や民間企業と連携して、その成果を普及・育成・事業化する体制を整備し、技術移転や起業の促進を実践する。

- ・地域づくり調査研究センターに配置した調査研究員を中心として、企業や自治体等のニーズの新たな掘り起こしを図り、受託研究・共同研究の実施など産学官の連携を推進する。
- ・湖南地区の企業への技術相談等の窓口として、コラボしが21に設置したサテライトオフィスの活用方法について検討する。

(3) 地域の大学等との連携・支援に関する具体的方策

- ・県内大学で構成する「環びわ湖大学連携推進会議」において、具体的な連携テーマの分野を決める。
- ・環びわ湖大学連携単位互換制度の活用を促進するため、有効活用されない原因分析と対応策を検討する。
- ・地域の各大学の特色を生かした地域貢献活動、産官学連携および学生の課外活動での対抗戦の実施など連携・補完関係を強化する。
- ・高大連携事業として実施する高校生向け授業について、県内高校からの個別要望に応じたプログラムをつくる。県内高校入学者を増やす方策を決める。

(4) 他諸外国等との教育研究交流、教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

- ・教員同士の交流を基に、組織として学術交流を行えるものを調査し、協定締結の可能性を探る。また、協定には、可能な限り交換留学を含んだものとする。
- ・留学生や外国人研究者の受け入れに関連する施設の確保ならびに人的支援体制について検討するとともに日本での生活支援についても検討する。また、ミシガン州立大学連合日本センターとの連携により留学生の増加を図る。
- ・滋賀県のさまざまな文化や歴史を紹介する機会を設ける。
- ・現在協定を締結している大学等との具体的な交流課題を洗い出し、さらに進んだ交流とする。
- ・教員の英文による研究成果の把握に努め、広報部門と連携し英文ホームページ等による計画的な情報発信を進める。
- ・国際学会での評価に耐えうるよう大学院生が研究指導、経費面での支援など制度化に向けて検討をする。

II 業務運営の改善および効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

- ・定款に基づき、役員会を設置し、定例開催を行う。
- ・定款に基づき、理事を配置し、法人の業務に呼応した担当業務を位置づける。
- ・大学のミッションを明確に打ち出し、社会に対する情報発信を積極的に行うため、企画広報部門を強化する。
- ・全学委員会を見直し、再編・統合を行うとともに、主要な委員会の委員長に担当理事を充て、効率的・機動的・戦略的な運営体制を構築する。
- ・役員と学部長等で構成する連絡調整会議を設置し、法人決定事項を円滑に施行するとともに、学部等の意見を法人運営に反映するようなしくみを構築する。

(2) 学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部等運営に関する具体的方策

- ・学部等の教員人事は、人事計画の範囲内で学部長等に付託するほか、学部長等の推薦に基づき学内の職を任命するなど学部長等の権限を明確にする。
- ・教授会の審議事項は、学部・研究科等の教育研究に関する事項に精選する。

(3) 学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策

- ・常勤役員にも学外者を起用するほか、非常勤役員の任用を行う。また、定款に基づき、経営協議会は構成員の半数、教育研究評議会は3名の学外者を委員として任用する。

(4) 内部監査機能の充実に関する具体的方策

- ・内部監査体制として理事長直轄の監査室を設置し、会計監査人、監事と連携しながら内部監査を実施し、業務改革を推進する。

(5) 全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

- ・戦略的な教員配置とするため、教員の学長管理枠を設ける。
- ・特別研究費を措置し、プロジェクト研究および若手教員に対し、研究費を重点的に配分する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

(1) 教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策

- ・公立大学法人として地域社会の要請に応じていくとともに、教育研究分野の進展状況を的確にとらえて、研究分野および学科・専攻等の組織の再編や新たな研究分野の設置について柔軟に対応していくために、全学的検討組織である教育・研究組織再編委員会を設置する。
- ・研究を業務として所管する理事を配置し、法人としてのマネジメントを行う。

(2) 教育研究組織の見直しの方向性

- ・全学的検討組織である教育・研究組織再編委員会を設置する。
- ・人間看護学研究科の平成19年度開設に向けて、大学院設置認可申請書の提出や学生募集等を行う。
- ・工学部に電気・電子・情報系学科を設置するため、検討委員会を設置し、新学科の教育内容および運営体制を確定するとともに、新学科設置に必要な寄附金等を獲得するための渉外活動を展開する。

3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

(1) 中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策

- ・法人の自立的な管理のもとで適正な定員管理を行う。
- ・人事方針において、法人が望む人材像を明確にし、職種ごとに選考基準の策定に着手する。特に学校教育法改正に伴う職名変更には的確に対応する。

(2) 任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策

- ・人事方針において、採用時原則公募を明確に定める。教育研究評議会および役員会において採用時公募の点検を行う。
- ・任期制や年俸制については、導入することのメリット、デメリットを抽出し検討に着手する。

(3) 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

- ・教員の教育、研究、地域・社会貢献、学内貢献の各分野における活動を客観的指数により評価し、その結果に基づき一般研究費を配分する。

(4) 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

- ・研究成果活用兼業なども含めた兼業規程を制定する。兼業手続きについても軽易なものについては届出を可とするなど簡略化する。
- ・教員の裁量労働に関する課題点を明確にしつつ、労使が十分に議論を行い、裁量労働に関する協定を締結する。
- ・研究従事時間の確保の観点から、サバティカル制度の導入を検討する。

(5) 外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策

- ・教員の人事計画については、女性、社会人、外国人の採用拡充に言及した内容とする。

(6) 事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

- ・滋賀県派遣職員を減じ、法人職員に切り替える事務局人事計画を策定する。
- ・大学行政研究・研修機関に参加するとともに、他大学との交流等について検討し、実施する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

(1) 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

- ・簡素で効率的な事務組織を構築するため、役員会や経営協議会、監事監査等の議論を踏まえて常に事務組織の機能の見直しや組織再編の検討を行う。

(2) 業務のアウトソーシング等に関する具体的方策

- ・効率的な事務体制を構築するために、事務の集中化と効果的なアウトソーシングについて調査検討する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 公正で効率的な財務運用を達成するための措置

(1) 限られた資源を効率的に配分するための措置

- ・教員の教育、研究、地域・社会貢献、学内貢献の各分野における活動を客観的指数により評価し、その結果に基づき一般研究費を配分する。

(2) 公正な財務運用を担保するための措置

- ・掲載する財務情報の内容、体裁等を決定する。
- ・研究費等の公開する内容を決定する。

(3) 使いやすく、無駄のない財務運用を可能にするための措置

- ・財務システムの電子化を図る。
- ・法人化に伴い、研究費等の発注から支払いまでの手続きを簡素化し、手順書を作成する。
また、従来では対応できなかった支出方法を取り入れる等、実態に合わせた柔軟な対応を実施する。

2 自己収入を増加するための措置

(1) 授業料・入学料収入を確保・増加するための措置

- ・他の国公立大学の基準等を参考に収入面からみた授業料の適正な水準を検討する。
- ・教育研究内容の充実と広報活動の強化により、学生定数の充足に努める（特に博士後期課程）。
- ・授業料収入の100%確保を目指す。

(2) 外部資金受け入れの増加に関する目標を達成するための措置

- ・科研費補助金および公募型研究経費への申請は一般研究費配分の評価項目とする。また、外部資金確保のための支援体制を整備する。
- ・事務組織を見直し、研究を支援する事務グループを新たに設置する。
- ・研究や活動内容のデータベース化および外部に対する積極的な広報活動等、共同研究費、受託研究費等の受け入れを促進する。
- ・外部研究資金への申請、採択および獲得額の状況を、毎年度、学部等別に整理し、役員会等に報告するとともに公表の方法について協議する。
- ・積極的に外部研究資金を獲得した教員への優遇措置を図る。
- ・研究経費に対する適切な管理的経費の比率について検討するとともに、これまで管理的経費を賦課していなかった奨励寄付金について、研究費の原則として10%に相当する額を管理的経費として徴収する。

(3) 公開講座から収益をうるための措置

- ・公開講座の有料化について検討する。

(4) 大学施設利用を有料化するための措置

- ・交流センター、講義棟、体育・スポーツ施設などの有料開放の是非を検討し、可能なものから実施する。
- ・駐車場使用料の徴収について是非を検討し、可能であれば実施する。

(5) 広く一般から寄付を募るための措置

- ・寄附金規程を整備する。

(6) 不要品等の売却から収益をうるための措置

- ・本来機能を果たさなくなったものでも再利用できるものについては下取りに出す等により収益化を図る。

3 経費を抑制するための措置

(1) 人件費を抑制するための措置

- ・カリキュラムの編成を再検討し、非常勤講師費の削減に努める。
- ・業務の点検を行い、アウトソーシング可能な業務を抽出する。

(2) 光熱水費を抑制するための措置

- ・E S C O事業等光熱水費の節減につながる方策を検討する。

(3) 物品購入費を抑制するための措置

- ・O A機器等について、学内ネットワークで統一的な基本仕様を示し、定期的に一括購入する。
- ・財務システム上の管理物品や固定資産リストを、学内ネットワークを利用して公開し、共有化を図る。

(4) 業務委託費を抑制するための措置

- ・随意契約は見積り業者数を増やす等工夫をし、競争入札についても適合するかどうかを検討する。仕様内容を詳細にしたり、複数年契約を検討する。

4 資産の運用管理を改善するための措置

- ・余裕金の運用を定めた資金管理規程を整備し、運用する。
- ・財務システムに蓄積された高額研究機器等の保有情報を学内ネットワークを利用して公開し、共有化を図る。
- ・教員研究室、実験室、共用スペース等の使用実態の把握に努める。

IV 自己点検・評価および当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

(1) 自己点検・評価の改善に関する具体的方策

- ・教員の教育、研究、地域・社会貢献、学内貢献の各分野における活動を客観的指数により評価する。
- ・認証評価機関による評価を念頭に、総合的な評価方針を検討する。

(2) 評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策

- ・外部委員が参画する会議において、意見・改善提案を収集するとともに、評価結果をホームページを通じて公表する。
- ・教員の教育、研究、地域・社会貢献、学内貢献の各分野における活動を客観的指数により

評価し、その結果に基づき一般研究費を配分する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- ・ホームページに講義概要情報等を新たに掲載するなど、教務学生情報、教育研究者情報等の充実に努める。
- ・それぞれの教員が大学広報者としての自覚のもとに、新聞、テレビ、雑誌などで研究、教育、地域貢献などの活動を積極的にPRする。
- ・個人情報については、慎重に取扱い、その保護に務める。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- ・淡海ユニバーサルデザイン行動指針に基づき、施設点検を行い、スロープの設置、段差の解消等、施設の快適な利用に資するよう改善する。
- ・学内施設を教育研究に支障のない範囲で広く利用に供し、資産の効率的利用を図る。
- ・省エネルギーの啓発を行う。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- ・産業医と連携を図り、衛生委員会を発足させ法人の安全管理体制の早期構築を図る。
- ・危機管理システムの構築を図る。
- ・危機管理や法令遵守に関連する研修を開催し、意識の向上を図る。

3 人権の啓発に関する目標を達成するための措置

- ・人権問題委員会を中心として、法人内の人権感覚を高め、人権に関する研修会を開催する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画および資金計画

1 予算（平成18年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	2, 9 1 3
施設整備費補助金	0
自己収入	1, 7 7 6
授業料および入学金検定料収入	1, 6 9 3
雑収入	8 3
産学連携等研究収入および寄附金収入等	9 5
計	4, 7 8 4
支出	
業務費	4, 6 8 9
教育研究経費	3, 3 8 4
一般管理費	1, 3 0 5
施設整備費	0
産学連携等研究経費および寄附金事業費等	9 5
計	4, 7 8 4

〔人件費の見積り〕

期間中総額2, 8 8 0百万円を支出する。(退職手当は除く。)

2 収支計画（平成18年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	4,714
經常費用	4,714
業務費	4,078
教育研究経費	909
受託研究費等	87
役員人件費	92
教員人件費	2,317
職員人件費	673
一般管理費	547
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	89
臨時損失	0
収入の部	4,714
經常収益	4,714
運営費交付金収益	2,799
授業料収益	1,339
入学金収益	248
検定料収益	60
受託研究等収益	87
寄附金収益	0
財務収益	0
雑益	92
資産見返運営費交付金等戻入	12
資産見返寄附金戻入	0
資産見返物品受贈額戻入	77
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

3 資金計画（平成18年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	4,784
業務活動による支出	4,596
投資活動による支出	188
財務活動による支出	0
資金収入	4,784
業務活動による収入	4,784
運営費交付金による収入	2,913
授業料および入学金検定料による収入	1,693
受託研究等収入	87
寄附金収入	0
その他の収入	91
投資活動による収入	0
施設費による収入	0
財務活動による収入	0

Ⅶ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

7億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入遅延および事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることを想定。

Ⅷ 重要な財産を譲渡し、または担保に供する計画

なし

Ⅸ 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上および組織運営の改善に充てる。

X 滋賀県公立大学法人の業務運営等に関する規則で定める業務運営に関する事項

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
工学部新学科校舎施設設備	総額 8	運営費交付金

2 人事に関する計画

教員人事については、学長管理枠に基づく人事計画の策定を進める。

事務局職員人事については、大学の専門的業務に対応可能な経験者の採用を進める。

3 積立金の使途

なし

4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし

別表（収容定員）

平成18年度	環境科学部	720人
	工学部	480人
	人間文化学部	640人
	人間看護学部	280人
	環境科学研究科	102人（前期課程72人、後期課程30人）
	工学研究科	78人（前期課程60人、後期課程18人）
	人間文化学研究科	54人（前期課程36人、後期課程18人）